

林野特產物（林野雜產物を含む。）補償の受給資格に關する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十六年十月十二日

山本伊三郎

參議院議長 松野鶴平殿

林野特産物（林野雑産物を含む。）補償の受給資格に関する質問主意書

林野特産物（林野雑産物を含む。）の補償に関する昭和三十六年八月四日調達規第三十七号「林野特産物損失補償額算定基準」第一条の「入会慣行」について、次の質問事項に答弁されたい。

一、入会は団体的利用関係であり、従つて伝統的な生活共同体たる入会集団の意思にもとづいて団体構成員が共同で山林原野等を利用する慣習を入会慣行と解するが、それでよろしいか。

二、入会利用の内容は入会団体の構成員たる農山村民が農業經營および生活に欠くことのできない地上産物を採取するために一定の山林原野に立入り、当該土地から一定の収益を現実にあげることであると解するが、それでよろしいか。

三、各構成員がどのような内容の利益をどの程度有するかは団体の意思によつて決定される性質のものであり、当該団体の自治に任せられるべきものであると解するが、それでよろしいか。

四、入会慣行の存否は、その入会利用が古くから現在にいたるまで継続し、かつ、それが社会的に承認されている事実によつて決定されると解するが、それでよろしいか。